東日本銀行コンサルNEWS

令和3年8月17日

No.456

作成

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング TEL 03-5208-5400

URL http://www.tactnet.com

(※)本ニュース内容についてのお問い合わせ先 税理士 森繁之助

事例解説:船舶の時価論争と不動産評価実務への示唆

1. はじめに

今般、筆者は、取引相場のない株式の贈与に関し て、その贈与税の算定基礎となった船舶の評価の妥 当性を巡る裁判に納税者(原告)の補佐人税理士と して関与しました(2020年10月1日 東京地裁 課 税処分全部取消 確定)。なお、筆者は、原告代理人 弁護士とともに税務調査の立会から本件に関与して きましたが、本判決に至るまで実に10年近くもの 期間を要しました。

本裁判の争点は多岐にわたりますが、本件は不動 産の評価実務にも参考になると思われる論点があり ますので、以下、本稿から2回に分けて、本裁判の 概要とともに解説します。

2. 本裁判の概要

本裁判は、リーマンショック後の2009年に、原 告が母からA社株式の贈与を受けたものの、本件株 式の価額は0円で贈与税はかからないと判断し、法 定申告期限までに贈与税の申告書を提出しなかった ところ、課税庁は、A社の100%外国子会社が所有 する船舶数十隻の価額を適正に評価すると、原告が 贈与を受けた株式の価額は約43億円となり、納付 すべき贈与税約21億円の決定処分とこれに伴う無 申告加算税約4億円の賦課決定処分をしたことで (なお、本裁判の前段階における審判所の裁決で当 該課税処分はその一部が取り消され、納付すべき贈 与税は約4.5億円となっています)、その取消しを 求めていた事件ですが、裁判所は、原告の主張を認 めて課税処分の全部を取り消す判決を下しました。

3. 論点(項目)

本裁判の争点で不動産の評価実務にも参考になる と思われる論点は、「課税庁の評価通達の運用スタ ンス」と「収益還元法の適格性」の2点です。

4. 課税庁の評価通達の運用スタンス

(1) 船舶の評価

評価通達 136 では、船舶の価額は「原則として、(4) 裁判所の判示 売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価 する」と規定されています。なお、参酌とは、各 指標を比較してその長所を取り入れるという意味 です。

(2) 課税庁の運用スタンス

課税庁は、税務調査の段階から、「課税庁が本 通達に従って船舶を評価する場合には(課税庁が

依頼取得した船舶の鑑定価額をもって評価する場 合には)、納税者が依頼取得した船舶の鑑定価額 は、その合理性如何に関わらず参酌する必要がな い」といった態度に出てきました。

その論拠として、課税庁(被告)は、本裁判で 別事件(固定資産評価基準の運用を巡る争い)の 最高裁判決(2013年7月12日)を引用した上で、

「当該財産が評価通達に従って評価された場合、 その価額は、当該評価方式によっては適正な時価 を算定することのできない「特別な事情」が存し ない限り、当該財産の客観的な交換価値としての 適正な時価を上回るものではないと推認される! と述べ、「被告が評価通達に従って評価した本件 船舶の時価は合理的であり、また原告が依頼取得 した船舶の鑑定価額の存在は上記の特別な事情に 当たるものではないから、被告の評価額が本件船 舶の適正な時価を上回るものではないと推認され ることには何ら影響を及ぼさない」と主張しまし た。このような主張は、不動産の評価に際して、 納税者が依頼取得した不動産の鑑定価額で評価し た価額(路線価に基づかない申告)を課税庁が否 認する場合の論法と似ています。

(3) 納税者(原告)の反論

上記の主張に対し、原告は、被告が引用した最 高裁判決の固定資産評価基準の運用に関する判断 枠組みが評価通達にもそのまま妥当するか否かは 大いに議論の余地があると考えましたが、その点 を主軸に反論を展開すると不毛な議論を招きかね ないと判断して、端的に「被告の判断枠組みに従 ったとしても、被告の依頼取得した船舶の鑑定は 極めて合理性を欠くものであって、上記の特別な 事情が認められることになるから、被告の評価額 が本件船舶の適正な時価を上回るものではないと の推認は及ばない」と主張しました。

裁判所は、被告と原告の主張を受けて「精通者 意見価格をもって本件船舶の適正な時価とするた めには、少なくとも、当該精通者による本件船舶 の評価が鑑定の目的に照らして合理的に行われて いるか否かを検討するのが相当である」と判示し ました(次回へ続く)。